

令和7年度第1回

埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会

令和8年3月12日(木)

埼玉労働局労働基準部賃金室

令和7年度 第1回
埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会議事録

- 1 日時 令和8年3月12日(木) 午前9時26分～午前10時49分
- 2 場所 埼玉労働局 30階会議室
- 3 出席者 公益代表委員 禿委員 鈴木委員
家内労働者代表委員 新條委員 山下委員
委託者代表委員 加藤委員 廣澤委員 松村委員
- 4 議事録

賃金室長

ただいまから令和7年度第1回埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会を開催いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局が進行を務めてまいります。

まず、定足数の確認をいたします。

本日は公益代表委員2名、家内労働者代表委員2名、委託者代表委員3名、合計7名の委員の皆様が出席されております。よって、地方労働審議会令第8条第1項に定める定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

本専門部会の議事、議事録および会議の資料は、埼玉地方労働審議会運営規定第7条により原則として公開します。ただし、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、または率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、部会長の判断により会議を非公開とすることができます。

本専門部会の開催に先立ち、傍聴者を募集しましたが傍聴希望はありませんでした。

審議に先立ちまして、埼玉労働局労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

労働基準部長

皆様おはようございます。労働基準部長の稲葉でございます。

日頃から労働基準行政の推進に格別のご尽力を賜り厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

革靴の最低工賃金額改正については、令和8年2月6日付で埼玉地方労働審議会会長宛てに局長から改正諮問を行い、その諮問を受けて今回この専門部会が設置されました。

現行の革靴最低工賃は令和5年8月31日に改正をされたものでございますが、その後、約2年ちょっとで埼玉県最低賃金は大幅に上昇しました。

こういった状況を踏まえまして、今回の改正諮問に至ったわけですが、ご審議いただくには多々難しい点があるかと思えます。

本日は真摯な議論を十分尽くしていただき、議会報告のとりまとめにご協力いただきますよう何卒よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

賃金室長

委員のご紹介は委員名簿の配布をもって代えさせていただきます。それでは議事に入ります。

1つ目の議題は、部会長及び部会長代理の選出です。

部会長は、地方労働審議会令第6条第4項において、公益を代表する委員及び臨時委員の内から、委員及び臨時委員が選挙するとされております。

この会議に先立って、公益代表委員の皆様にご協議をいただいたところ、部会長には鈴木委員が推薦されました。公益代表委員の皆様によるご推薦のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

賃金室長

ありがとうございます。それでは以後の議事進行を鈴木部会長にお願いいたします。

部会長

部会長に選出されました鈴木奈穂美と申します。今日はよろしくお願いたします。

続いて、部会長代理の指名を行います。部会長代理については、地方労働審議会令第6条第6項において、公益を代表する委員または臨時委員のうちから、部会長があらかじめ指名すると規定されています。

今回は禿委員に部会長代理をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

部会長

禿委員よろしくお願いたします。

本専門部会の議事録の確認者は、公益代表委員は私、家内労働者委員は山下委員、委託者委員は廣澤委員にそれぞれお願いいたします。

続いて2つ目の議題である埼玉県革靴製造業最低工賃改定決定について審議を進めたいと思います。

事務局から配布資料の説明をお願いいたします。

統計調査係長 資料番号に沿ってご説明させていただきます。

資料1は本日の埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会の委員名簿になります。

資料2は関係法令として、家内労働法及び地方労働審議会令の規定のうち、最低工賃の改正に関係する条文を抜き出したものとなります。

資料3は埼玉地方労働審議会運営規定になります。

資料4は埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会の運営規定です。

資料5は厚生労働本省から示された第15次最低工賃新設・改正計画になります。第15次最低工賃新設・改正計画は、令和7年度を初年度とする3か年計画です。

埼玉県革靴製造業最低工賃については、本年度中に改正手続きを行う計画としておりまして、本日の専門部会はこの計画に基づいて開催しております。

資料6は最低工賃改正手続きの概念図です。この図の矢印2の先、最低工賃専門部会における調査・審議というところが、本日の部会のことを指しています。

3月9日に開催されました地方労働審議会において、埼玉地方労働審議会運営規定第12条に基づき、専門部会の議決をもって地方労働審議会の議決とする旨が可決されましたので、本日部会報告がまとまりましたら、地方労働審議会会長名の答申も同時に行われることとなります。

続きまして、資料7は、本年1月から2月にかけて開催された家内労働部会において議決された申し合せになります。こちらの申し合せがなされた経緯についてご説明いたします。

先ほど資料5として、第15次最低工賃新設改正計画に関する通達をお示ししましたが、この通達の記3に最低工賃の廃止に関する留意事項が示されております。

要旨としましては、適用家内労働者数が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後の在り方を検討した上で廃止することも検討することとされております。

この基準を埼玉県の5つの最低工賃に照らしますと、いずれもが適

用家内労働者数が100人を下回っているという状況にありますので、本年1月から2月にかけて家内労働部会を開催し、“廃止の議論を開始する基準”について審議いたしました。

その結果、適用家内労働者数が30人未満であることが判明した場合、連続する3年度にわたり家内労働実態調査を実施するとともに、家内労働部会において経過をご報告することとなりました。そのときの申し合せを书面化したものが資料7となります。

革靴製造業最低工賃については、家内労働部会での審議の結果、本年度は改正することとなりました。

資料8のとおり、それを受けて諮問がされました。諮問を受け本専門部会が議決されております。

資料9は埼玉県革靴製造業最低工賃の適用委託事業者数及び適用家内労働者数の推移になります。

この数字の出どころは、埼玉労働局が実施した家内労働実態調査です。

資料10は埼玉県の革製履物製造業の事業所数と従業者数の推移です。革製履物製造業は日本産業分類上、革靴製造業に該当する小分類になります。

革製履物製造業には革靴以外に革製スリッパなどが含まれております。

また、従業者数には常用労働者、個人事業主、無給家族従事者が含まれています。

令和4年以降は統計がありませんので、令和3年までのデータを載せております。

資料11は現行の埼玉県革靴製造業最低工賃の金額一覧です。

最低工賃は、業務欄、品目欄、企画欄及び工程欄の区分に応じ、1足あたりの金額が定められています。

業務、品目、企画、工程が全て当てはまるときに最低工賃が適用されることとなります。

工程の欄を見ますと、1つの工程欄に最低工賃が適用される仕事が列挙されていますが、これらの仕事を全て行う場合に最低工賃が適用され、一部しか行わない場合には最低工賃は適用されません。

資料12は埼玉県革靴製造業最低工賃の金額の推移になります。

なお、裁断の工程については令和5年の改正の際に新設されたものであるため、それよりも前の最低工賃の表はございません。

資料13は埼玉県地域別最低賃金とさいたま市の消費者物価指数の推移です。

消費者物価指数は、「持ち家の帰属家賃を除く総合」、「頻繁に購入

する品目を含む中分類の加重平均」、「食料」の推移を載せています。

それぞれ令和2年と令和4年を基準として100とした指数です。

各数値の上昇率は、埼玉県最低賃金は15.6%、「持ち家の帰属家賃を除く総合」は10.4%、「頻繁に購入する品目を含む中分類の加重平均」は15.6%、「食料」は18.9%です。

これらのデータは、本年度の埼玉地方最低賃金審議会での最低賃金の審議に用いたため、当専門部会の資料としても上げさせていただきます。

資料13の2ページ目は、「頻繁に購入する品目を含む中分類の加重平均」を事務局において算出した際の計算過程を明らかにするために確定した資料になります。

資料14は埼玉県革靴製造業家内労働実態調査報告書です。

こちらは埼玉労働局が今年度実施した埼玉県革靴製造業における家内労働実態調査の結果をまとめたものになります。

家内労働実態調査とは、埼玉労働局が設定している5つの最低工賃が適用される家内労働を行っている家内労働者及びその作業を委託している委託者の数や実際に支払われている工賃の状況などを把握するために実施しているものです。

41ページから50ページまでは委託者用の調査票、51ページから57ページまでは家内労働者用の調査票となります。

調査対象者の選定については、委託者は委託状況届けにより当局が把握している革靴製造業の事業所29件を対象としました。

家内労働者については、調査対象の委託者に対し、家内労働者用の調査票を2通送付し、委託者に任意の2名を抽出し調査票を配布していただくように依頼いたしました。

資料15は現行の革靴製造業最低工賃を何%上げたときに何人の家内労働者に影響を与えるのかを試算するための表になります。

家内労働実態調査の委託者側の調査結果から、実際に支払われている工賃額の状況を表にまとめております。

表のうち、左端の最低工賃額という列は現行の最低工賃額を記載しております。

それより右側の列は引上げ率に応じた工賃額を表示しております。

黒丸は現在支払われている工賃額の分布を表しています。

例えば上から2番目、工程②の場合は2%の列に黒丸が2つあります。これは現行の最低工賃より2%高い金額で工程②を行っている家内労働者が2人いることを表しています。

また、左端の最低工賃額のところで工程③と⑥に黒丸があるのは現行の最低工賃額以下で支払われている家内労働者を表しています。

なお、この資料 15 には赤い線を縦に 3 本引いております。

この 3 本の赤線は、先ほどの資料 13 でご説明した、消費者物価指数の上昇率になります。

資料 16 は革靴に関する各種資料です。

資料の説明は以上です。

部会長 ただいまの事務局の説明についてご質問等はございますでしょうか。

賃金室長 補足いたします。資料 15 には工程①から⑬までございますが、これは工賃表の上から順に番号を振っているだけでございまして、特に工程を伏せる意図ではございません。最低工賃額の表と対応しているということでご覧いただければと思います。

部会長 説明及び資料については以上でよろしいですか。

(意見なし)

部会長 本日は可能であれば部会長報告をまとめるところまでいきたいと考えておりますので、円滑なご審議に格段のご協力をお願いいたします。

、令和 8 年 2 月 6 日に労働局長から革靴製造業最低工賃の改正決定について調査審議を求める旨の諮問がなされたことを受けまして、関係家内労働者及び関係委託者に対して意見の提出を求める旨の公示を行っています。意見の提出はありましたでしょうか。

賃金室長 意見の聴取について令和 8 年 2 月 10 日から同 24 日までの間、労働局の掲示板に掲示をいたしました。併せて、労働局のホームページ上にも掲載しましたが、意見の提出はありませんでした。

部会長 ありがとうございます。本日の協議形式ですけれども、全体協議をスタートして必要に応じて個別協議に移行するという進め方でよろしいでしょうか。

それでは協議を進めてまいります。はじめに革靴の製造工程について、臨時委員の皆さんは熟知されていることと思いますが、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 資料の 16 をご覧ください。資料の 16、1 ページ目は革靴の種類と

ということで写真を載せております。

次のページは、革靴の製造工程を図示したものです。靴型の製作、紙型の製作を経て、材料を選択し、裁断、甲加工、底加工を行い、これらを接合して、最後に仕上げをする、という流れです。

色のついているところが最低工賃の適用がある作業です。

新條委員

底加工っていうのは入ってないんですか？

賃金室長

底加工は、最低工賃の対象業務ではありません。

説明を続けます。革靴の製造工程は次のページからでございます。恐れ入りますが、私の説明で、不足する点や誤りなどがございましたら、臨時委員の皆様にご指摘などいただければ幸いです。

最初の工程の裁断・漉きについてですが、裁断というのは材料となる革を裁断機と抜き型を使用して裁断して各パーツを作成することをいいます。

アッパーというのは靴の甲の部分をいいますが、その主なパーツとしては、つま先革、腰革、下革などがあります。さらにそれぞれに表面のパーツと裏地に使用するパーツがあります。

裁断したアッパーのパーツを漉き加工することから製甲の業務が始まります。漉き加工というのは、各パーツのエッジ、すなわち端の部分を削いで薄くする作業のことをいいます。革漉き機という機械を使って行います。この作業はエッジ部分の裁断面がきれいに折り込みできるように、また縫い合わせの作業をしやすくするために必要不可欠な作業です。

次に2の「縫製」というところをご覧ください。革専用のミシンを使ってパーツを縫い合わせてアッパーを作ります。「縫製」の方法には、「重ね縫い」や「縫い割り」などいくつかの方法があります。「重ね縫い」というのは上下に重ねた2枚の革を縫い合わせる方法で、表に縫い目が見えます。「縫い割り」というのは2枚の革の滑らかな方の面、これを面と言いますが、吟面を合わせて縫った後にこれを開いて表側からは縫い糸が見えないようにする方法です。ここまでが製甲の工程です。

続いて、3の「吊り込み」です。中底を接着した靴型にアッパーをかぶせて「吊り込み」をします。まずアッパーのつま先部分に先芯を、かかと部分には月型芯を入れます。その後中底を装着した靴型にアッパーをかぶせてトーラスターと呼ばれる機械で吊り込みをします。

トーラスターは、アッパーを引っ張って靴型に密着させて釘を打って仮留めをする機械です。靴型の形に安定するまでしばらくなじませ

ます。

靴型の形にアッパーが安定したところで、4番の「釘抜き」を行います。

5番の「起毛」というのは、アッパーと本底をしっかりと接着させるためにアッパーの接着剤を塗る部分にバフ掛けを行って起毛させる工程を言います。

アッパーと本底を接着剤で接合する方法は、セメンテッド方式と呼ばれます。埼玉県革靴製造業最低工賃が適用される底付け業務は、このセメンテッド方式に限定されております。セメンテッド方式以外には糸で縫い合わせる方法もあります。

続いて6番、「糊塗り」です。アッパーの起毛させた箇所と本底に接着剤を塗り、7番、本底圧着のように圧着をします。

この時、接着剤を塗った本底とアッパーの接着部分を温めることで接着剤を柔らかくして、ヒールの高さ、ソールの形状やトゥスプリングに合わせた設定で圧力をかけて接着して、その後にヒールを付けます。

ここまでが底付けの業務です。

最低工賃に関わる部分の製造工程の説明は以上でございます。

部会長

ご説明ありがとうございました。事務局からお話しいただいたことに関連してご質問や補足はございますでしょうか。

私からよろしいですか。

埼玉労働局が定めている最低工賃では、製甲、底付け、裁断の3つの業務がありますよね。

今お話しいただいたものを見ると、1の裁断・漉きというのが裁断にあたるわけですか。それとも漉きまで入るのですか。最低工賃表には、単純に裁断と書かれているのですが。

賃金室長

最低工賃が適用される工程は漉きまでやらなければいけないということにはなっていません。裁断だけです。

部会長

裁断だけですね。分かりました。その後、製甲の部分が2の縫製というところに該当するのでしょうか。

松村委員

漉きから始まる工程ですね。

部会長

製甲が、漉きから縫製までなんですね。

底付けについて、今回セメンテッド方式が最低工賃に該当すると

ということなのですが、これが3の吊り込みから始まって7の本底圧着までという説明だったと思います。その認識でよろしいですか。

賃金室長 本底張付けまでです。

部会長 先ほど新條委員から、底加工というのが最低工賃に入っていないという確認があったと思うのですが。

新條委員 勘違いです。底付けの方でありますから。

部会長 どうもありがとうございます。他にご質問はございませんか。
私の方からもう1点、他局の最低工賃に関する審議状況について、もしあればご説明をお願いできますでしょうか。

賃金室長 革靴製造業の最低工賃は東京都にも設定がございます。中身は埼玉県革靴製造業最低工賃と同一でございます。改正前の金額も全く同じという設定になっております。

東京の革靴製造業最低工賃専門部会は、2月に行われ、1回で結審したと聞いております。東京の専門部会においては、令和4年の東京都最低工賃金と令和7年10月に発効した東京都最低賃金を比較して、その上昇率を、改正前の工賃表に掲げる金額にかけて、新しい工賃額を出したとのこと。その審議結果について、現在、東京労働局において異議の申出を受け付けているところです。

一点補足いたします。最低賃金の上昇率と同じ率を掛け合わせた後の端数処理について、東京においては、四捨五入して円単位にしたと聞いております。

参考までに、東京労働局のホームページに出ている異議申出に関する公示を、ご参考までにお配りします。表面が公示文で、裏が新しく設定する最低工賃ということです。

部会長 皆様、お手元でございますか。追加資料になります。東京労働局の審議に対する意見の募集をされているという資料です。何かご質問はありますか。

それでは工賃に関する審議に移ります。流れとしましては、全体協議から始めさせていただきます。調整が必要となった場合は個別協議に移行いたします。それでは革靴製造業最低工賃の改定について、まず家内労働者側からご意見を伺いたいと思います。

山下委員

家内労働部会として、こちらからの意見をお伝えさせて頂きたいと
思います。私は連合埼玉で副事務局長をやっています山下です。

労働者代表という形になるかと思っておりますので、よろしくお願いしま
す。

今回の最低工賃ですけれども、事務局の方でいろいろ用意してい
ただいた資料を確認させていただきました。

委託業者者というか、委託される側もこちらとしてはやはり労働者
というふうに考えたい。そう考えるとやはり物価上昇に関するもの
についてはぜひとも工賃に反映していただきたいという対応にまず基
づきますので、事務局でご用意いただいた食料の消費者物価指数が令
和4年を基準とすると令和7年は18.9%の上昇率というところをぜ
ひともご検討いただければと考えておりますので、よろしくお願い
いたします。以上です。

部会長

18.9%というのは、食料の指数でしょうか。

山下委員

生活者というところも含めてです。

部会長

さまざまなデータがありますが、家内労働者代表委員の意見とし
ては、労働者性を重視し、消費者物価指数の上昇18.9%を引き上げの根
拠にしたいという話だったと思います。続きまして委託者側から願
いいたします。

廣澤委員

結論から申し上げますと、委託者側としては、少し協議の時間を
いただきたいと考えています。

理由としては、まず、さいたま市の消費者物価指数を踏まえて検討
したいという点があります。加えて、東京都の事例なども踏まえます
と、最低賃金との対比といった指標についても、しっかりと整理して
おく必要があると考えています。

こうしたことから、大変恐縮ですが、一度委託者側で協議の時間
をいただければと思います。

部会長

そうしますと、現段階ではいろんなデータを考慮して個別に話し
合いをしたいということですね。承知しました。

そうしますと、現段階で全体協議を続けるのは難しいと思いま
すので、まずは労使双方で意見を確認していただいて全体協議を再
開したいと思っております。

(休会 (個別協議))

部会長 全体協議を再開いたします。続きまして、委託者側からご意見をお願いいたします。

廣澤委員 協議の時間をいただきまして、ありがとうございました。
先ほど事務局からの説明にもありましたが、埼玉と東京都が同額であるというお話があったかと思います。
そのため、私どもとしては、今回も同額の引き上げをまずご提示したいと考えております。
私どもの調査、あるいは記憶の範囲ではありますが、前回の改定も、さらにその前の改定も、埼玉と東京都は同額であったと確認しております。もしそのような経緯であれば、今回も同じ対応をとることは不自然ではないのではないかと考えているところです。

部会長 ありがとうございます。通常どのくらいの割合かという引上げ率の主張から始まる場所ですけれども、今回は同率ではなく同額の引上げということでご主張いただきました。
現状、家内労働者側は18.9%の引上げと、委託者側が東京都と同額の引上げとなりますので、かなりの開きがあるような状況です。個別協議を挟みまして、少し金額の折り合いをつけていきたいと思いますがよろしいでしょうか。通常、労働側から個別協議を始めるのですけれども、先程、大卒のお話を伺いましたので。

山下委員 確認だけさせていただければと思います。

部会長 では、使用者側とお話をしてもよろしいですかね。

(休会 (個別協議))

部会長 それでは、議会を再開いたします。委員の皆様には円滑な結論の取りまとめにご協力いただきまして感謝申し上げます。
個別協議の中で色々なお話が出てきましたけれども、家内労働者側、委託者側双方で、市場の特殊性を重視するという意見が多くありました。
過去7回分の審議を辿っていきますと東京労働局と同額で結審している事実が確認されました。

このことを踏まえて、今回も東京との同額で結審をというふうに見がまとまりました。

双方から補足説明をお願いできればと思います。まずは家内労働者委員からお願いいたします。

山下委員 労働者の立場に立つと、こちらの主張もぜひ飲んでいただきたいところもありましたけれども、市場の特殊性というところも踏まえて、どうしてもお互いに損得になっちゃうとよろしくないと思いますので、是非そこはこちらの方でも飲ませていただきます。

先ほども言いましたとおり、適用されないとどうしても意味がなくなってしまうと思いますので、そこについてはぜひとも委託業者側でも是非、自分のところでしっかりとチェックをしていただければなと思います。以上です。

部会長 ありがとうございます。委託者側からご主張があればお願いいたします。

廣澤委員 東京と埼東京玉は隣接しているエリアですので、最低工賃についても、できれば同じ金額に統一された方がよいと考えております。その方向でお願いできればと思います。

部会長 ありがとうございます。それでは今回は埼玉県革靴製造業最低工賃については、東京局の金額と同額で結審をする結論に至ったということにいたします。よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。
埼玉県革靴製造業最低工賃を結論のとおり改正し発効日は法定どおりとすることについて賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。
事務局は部会長報告案を配布してください。

部会長 それでは部会長報告案について事務局から読み上げをお願いいたします。

統計調査係長 (部会長報告案読み上げ)

部会長 ただいま事務局から部会長報告案を読み上げていただきました。原

案のとおりでよろしいでしょうか。

別紙の方には金額もございますのでご確認をお願いします。

(「異議なし」の声あり)

原案のとおり部会長報告書が承認されましたので案を消していた
だき、本審議会に提出いたします。

本最低工賃専門部会の議決は埼玉地方労働審議会運営規定第 12 条
に基づき、埼玉地方労働審議会の議決とすることとされております。

答申文の準備をお願いいたします。

部会長 それでは事務局から答申案の読み上げをお願いいたします。

統計調査係長 (答申案読み上げ)

部会長 ありがとうございます。ただいま事務局から答申案を読み上げてい
ただきました。原案のとおりでよろしいでしょうか。

原案のとおり承認されましたので、案を消していただき、これで答
申することといたします。

労働基準部長 ただいま、答申を全会一致でいただきましたありがとうございます。
私の方から一言御礼を申し上げたいと思います。

冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、本日、議論する上で非常に
難しい点が多々あったかと思えます。

また、本日本当に真摯にご議論いただきまして、結論が得られたこ
とに対して深く感謝を申し上げます。

この答申を受けまして、改正額の法定発効に向けて、事務処理の方
に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。
す。

本日は誠にありがとうございました。

部会長 議事の 3 はその他です。委員の先生方からご提案はございますでし
ょうか。

事務局から何かございますか。

賃金室長 今後の予定をお伝えいたします。本日、答申いただきましたので、
この後、異議申出に関する公示を行います。

公示の期間は令和 8 年 3 月 27 日金曜日までとし、異議の申出があ

った場合は異議審を開催し再度審議を行います。

異議の申出がなかった場合は答申のとおり決定し、速やかに官報公示のための手続を行います。官報公示から30日経過後から、改正の効力が発生します。

部会長

ありがとうございます。以上をもちまして、本日の埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —